

「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見過ごしたりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切である。

いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童の立場に立って行うものとする。いじめとは、

当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等が連携して行わなければならない。学校は、児童の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ対策委員会の設置

- (趣旨) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。
- (構成) 校長、教頭、生活指導部主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー
- (設置期間) 委員会は常設の機関とする。
- (所掌事項) 委員会は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。
- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること
 - ・いじめの相談、通報の窓口に関すること
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること
 - ・その他いじめの防止等に関すること

いじめの未然防止

1 いじめの未然防止等への啓発活動

深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうるという実態が確認されている。したがって未然防止の視点を重視する。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと。大切なことは、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることである。いじめ加害に影響する要因は、「友人ストレッサー（ストレスをもたらすもの）」「(過度な)競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の三つ。

居場所づくりと絆づくり

- ・授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくりだすこと

- ・主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じ取れる“絆づくり”を進めるための場や機会をつくること

インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるための啓発活動

- ・毎年所持許可申請で携帯電話のルールの徹底
- ・7月松戸警察による防犯教室 1・2・3年不審者対応 4・5・6年携帯の危険性について)

教職員の校内研修等

- ・4月に生活指導全体会 いじめに対する意識の共有

2 道徳教育及び体験活動等の充実

いじめの防止等のために児童の道徳教育及び体験活動の充実を図る。

明和班（縦割り班）での活動（会食、交流活動、校外学習、サツマイモの栽培、全校遠足）

「異年齢交流」は、児童の「自己有用感」を育てるために有効な取り組みである。

今の子どもたちの一番の問題は、「人と関わりたい」という意欲そのものが低下しているところにある。そのことが人間関係の希薄化を生んだり、他人を平気で傷つけたり、ルールを守らなかったり、集団への参加を妨げたり、といった現象になっていく。

「人と関わりたい」と思う気持ちは、自らの体験によってのみ、獲得されるもの。他の子どもと一緒に遊んだりすることを通して「人と関わることで楽しい」と感じるところから「人との関わり」は始まる。それが「社会性の基礎」を形づくっていく。

年少者の課題は、「人と関わることは楽しい」と感じる。年長者の課題は、「自分から働きかけができた」「誰かの役に立つことができた」という集団の一員としての自信や誇りを獲得すること。

効果を上げる「交流活動」のポイント

①「関わる喜び」が獲得できる活動を設定しているか

- ・子どもたちが楽しいと感じられる活動を中心に構成する
- ・いきなり高度な活動に取り組ませるのではなく、時期を考慮して平易なものから始め、子どもの変化に応じて高めていく
- ・教師が「やらせたい」「やってほしい」活動ではなく、子どもたちが進んで「やりたい」と思う活動を設定する

②年長者が主体的に取り組める活動になっているか

- ・リードする年長者が主体的に企画して取り組めるように、十分な準備の時間を確保する。また振り返りの時間も必ずとって、「関わり合いの喜び」を自分たちの自信へとつなげていく
- ・年少者は交流の成果を作文や手紙にまとめることで「楽しかった」思いを定着させる。作文類は年長者に届け、彼らの振り返りに役立てる

③全教職員が「交流活動」で子どもが育つメカニズムを正しく理解し、適切な対応ができる仕組みになっているか

- ・子ども自らに「関わり合う喜び」を感じとらせることがねらいである
- ・年長者は、自分の役割を自覚して一生懸命行動したことが、年少者のお手本になった、役に立ったと感じとれたときに育つ
- ・年少者は、年長者のしてくれたことに感謝し、自分もあんな年長者になりたいとあこがれの気持ちをもつことが成長につながる

「教師が育てる」発想と「子どもが育つ」発想の区別

△「短時間で」「効率よく」

△子どもの社会性の基礎の部分育てる→たとえばクッキー作り（あれこれ手をかけて完成させる）

○ヨーグルト作りのような考え方や構え（乳酸菌の発酵に最適な温度を整えていく）

- ・ ゆっくりと時間をかけ、年長者と年少者の相互作用や間接的な大人たちの働きかけによって「子どもが育つ」のを「教師が支える」姿勢が大切である。「社会性の基礎」に関わる課題は、小学校の6年がかりで克服されていけばよい

学年を超えた役割分担と連携協力

近隣の仲間集団や家庭での成長において重要な役割を果たすのは、たまに会う近所のおじさん・おばさん・親戚の人々である。

「大きくなったね」「しっかりしてきたね」

と褒められることの効果が大きい。年長者の自覚を促すのは、そうしたほめ言葉であり、お世話した相手のうれしそうな表情やお礼の言葉である。

小学校の6年間で着実に育てるためには、きちんと教育課程に位置付け、だれが担任になっても実施が滞ることのないようにしておく必要がある。

他の総合学習活動（集会活動、校外学習、運動会、修学旅行、聖徳祭、入学式、卒業式）

総合学習活動は、学級や学校における集団での生活実践を通して、児童の個性を伸長するとともに自治的な能力や社会性を育てる教育活動である。

重視したい指導・支援

- ① 児童に「自己存在感」を与える
- ② 教師と児童の信頼関係、児童相互の「共感的な人間関係」を育てる
- ③ 「自己決定」の場や機会をより多く用意し、児童が自己実現の喜びを味わわせる

これらは生徒指導で強調されていることと同じである。体験活動では、ねらいを明確にするとともに、事前・事後の指導の充実を図る必要がある。

いじめの早期発見

1 相談体制の整備

児童の及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

- ・ 毎日の終礼での報告、連絡、相談
- ・ 毎週の学年会での報告、連絡、相談
- ・ 毎週の週番引き継ぎでの報告、連絡、相談
- ・ 毎月の生活指導部会での報告、連絡、相談

2 定期的な調査その他の必要な措置

児童に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

- ・ 4月上旬 先生への手紙（5、6年）
- ・ 4月下旬 いじめアンケート（無記名式）
- ・ 6月上旬 児童との個人面談
- ・ 6月下旬 保護者との個人面談
- ・ 9月上旬 いじめアンケート（無記名式）
- ・ 11月中旬 児童との個人面談
- ・ 11月下旬 保護者との個人面談

無記名アンケートを、「発見」や「防止」につなげる

「いじめアンケート」は、被害者や加害者を特定することが目的ではない。いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取り組みを意図的・計画的に行って、その取り組みの成果を評価し改善するために「無記名式アンケート」を実施する。5~10項目程度の簡単なものを繰り返し（定期的に）実施する。

アンケートの結果を踏まえ、全員を対象とした個人面談を行ったり児童に問題を投げ返すなど、教職員の本気度を伝えることで、自発的な報告や相談、抑止につなげたい。

「児童との個人面談」は、1対1で話をする機会を設け、問題を早期発見したり、信頼関係づくりをしたりするために実施する。

（趣旨の説明）「ふだん話があってもできないことがあるので、ときどき休み時間などに『お話タイム』を設けます。勉強のこと、友達のこと、なんでもいいからお話してください。困っているときは相談に乗ります。時間は1人3分ほどです。」

面談の際は間違ってもそれが「犯人探し」（被害者や加害者の特定）のために行っているものではないことを強く自覚して臨む必要がある。

定期的なアンケートや教育相談の機会だけで「早期発見」ができるわけではない。むしろ、それ以降の自発的な相談や報告を促すための場、パイプ作りや宣伝、抑止の機会と捉える。

いじめへの対処

1 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

機動的に対応できるように「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。

まず、児童の些細な変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、速やかに伝える。「集約担当」は、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行う（「組織」を招集して検討、2・3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ）。最終的には校長の承認を受けた上で実行に移す。

2 事実の有無の確認を行うための措置等

（1）事実の有無の確認を行うための措置

「組織」のメンバーが集まる場合

- ① そのトラブルがいじめか否か、今後どう対応すべきかを話し合う。
- ② 十分な情報がないようなら、被害者や加害者、その保護者も含め、事実関係を調査する。
- ③ 調査の際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問などによりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状態に応じて、複数の教職員の協力の下、当該自動の見守りを行うなど安全を確保する。
- ④ 児童、保護者及び教職員等から、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

⑤いじめと判断された場合には、速やかに学事課に報告する。

3 いじめがあったことが確認された事実への措置

(1) いじめを受けた児童等への対応

いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、いじめを受けた児童又はいじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った児童等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

4 重大事態調査委員会の設置

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨) 法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を学校に設置する。

(構成) 校長、副校長、教頭、生活指導部主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー

(設置期間) 調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項) 調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた児童及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者及び千葉県（学事課）への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び千葉県（学事課）に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び千葉県（学事課）と連携、協力して対応を行う。

5 いじめへの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙のとおり定める。

学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

いじめへの対処に係る流れ

